

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等の提出等に関するQ&A

1 提出の判断

Q1	多量排出事業者処理計画書と報告・公表制度における特定排出事業者の報告の違いについて教えて欲しい。
A1	<p>前年度に産業廃棄物を1,000t（又は特別管理産業廃棄物の発生量が50t）以上排出した事業者は6月30日までに処理計画書を提出する義務がある。一方、都条例が定める特定の業種に該当する事業者は、適正処理の取組や処理の状況等に係る報告を6月30日までに行う義務がある。</p> <p>それぞれ対象事業者の範囲が違うので、一方のみ該当すれば該当する計画書のみを提出し、両方該当すれば両方の計画書を提出する必要がある。</p> <p>（廃棄物処理法第12条第9項、廃棄物処理法第12条の2第10項、東京都廃棄物条例第14条）</p> <p>報告・公表制度の詳細はこちら↓</p> <p>https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/publication.html</p>

Q2	産業廃棄物の前年度発生量の合計が1,000t（特別管理産業廃棄物の場合は50t）を超えているが、その内訳で例えば廃プラが500t、金属くずが600tのようにそれぞれで1,000t（特別管理産業廃棄物の場合は50t）を超えていない場合は提出の必要はないか。
A2	必要である。合計で1,000t（特別管理産業廃棄物の場合は50t）を超えた場合、内訳すべての廃棄物について記載する必要がある。A品目が1,000tを超えてB品目がたとえ50kgしか排出していない場合でもそれについて記載が必要となる。

Q3	産業廃棄物の発生量はその年によって1,000t（特別管理産業廃棄物の場合は50t）以上であったり未満であったりした場合の計画書、報告書の提出はどのように行えばよいか。																						
A3	<p>前年度の排出量が1,000t（特別管理産業廃棄物の場合は50t）以上であれば今年度計画を立てる必要がある。また、翌年度それに対して報告を行う。計画書を提出したら翌年度に報告書の提出が必要となるため、計画書と報告書がセットであると考えるとよい。下表も参考に。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">前々年度の実績</th> <th rowspan="2">前年の実績</th> <th colspan="2">今年度提出物</th> </tr> <tr> <th>計画書</th> <th>報告書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t）以上</td> <td>産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t）以上</td> <td>必要</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t）以上</td> <td>産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t）未満</td> <td>不要</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t）未満</td> <td>産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t）以上</td> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t）未満</td> <td>産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t）未満</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>	前々年度の実績	前年の実績	今年度提出物		計画書	報告書	産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 以上	産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 以上	必要	必要	産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 以上	産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 未満	不要	必要	産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 未満	産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 以上	必要	不要	産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 未満	産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 未満	不要	不要
前々年度の実績	前年の実績			今年度提出物																			
		計画書	報告書																				
産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 以上	産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 以上	必要	必要																				
産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 以上	産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 未満	不要	必要																				
産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 未満	産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 以上	必要	不要																				
産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 未満	産業廃棄物の発生量が1,000t （特別管理産業廃棄物の場合は50t） 未満	不要	不要																				

Q4	産業廃棄物の前年度発生量の合計が1,000tを超えているが、50t未満の特別管理産業廃棄物を合わせて排出している場合、計画書はどちらの様式で提出したらよいか。
A4	50t未満の特別管理産業廃棄物については提出する必要はない。1,000tを超える産業廃棄物についてのみ様式第二号の八で提出する必要がある。

Q5	前年度に産業廃棄物を1,000t 以上排出したが、特別管理産業廃棄物も50t 以上排出した。法第12条の報告と法第12条の2の報告を重複して提出しなければならないのか。
A5	普通産廃でも特管産廃でも同じ内容となる項目もあれば、廃棄物の種類別発生量など、普通産廃と特管産廃で異なる内容となる項目もある。重複するところがあっても両方提出していただく必要がある。なお、同時に提出していただければ、重複部分について「特別管理産業廃棄物処理計画書に記載のとおり」などと記入していただいても差し支えない。
Q6	産業廃棄物の前年度発生量の合計が1,000t を超えているが、ほとんどを有価で売却している場合でも提出するのか。
A6	提出の必要はない。有価売却分を除く産業廃棄物の排出量が1,000t を超える場合に提出する必要がある。
Q7	産業廃棄物1,000t（特別管理産業廃棄物の場合は50t）の発生量をどの時期を区切りとして数えればよいか。
A7	廃棄物となった時点の4月1日から翌年3月31日までの発生量である。
Q8	発生量は全量マニフェストに記載している排出量の合計と考えて差し支えないか。
A8	全量委託処理であれば、差し支えない。
Q9	中間処理業者は提出する必要があるのか。
A9	不要である。環境省「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第3版）」（以下、「環境省マニュアル」という。）P3 参照
Q10	解体業をしている。解体終了後に現場がなくなってしまうが、処理計画等は提出しなくてよいか。
A10	現場自体がなくなってもそれを取りまとめている支店等ごとの提出が必要である。
Q11	建設業のある支店において、所管する都内現場が1か所しかなく、昨年度1,000t 以上産業廃棄物を排出したが、その現場は既に撤去されている。当該支店は、計画書等の作成義務は生じるか。
A11	環境省マニュアル P.9「3-3 当該年度に存在しない事業場の事業者の取扱い」において「…支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所（現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあっては、それらは当該年度の処理計画等には含まないが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むこととなる。」とされ、一部が撤去されて存在しない場合は、多量排出事業者として処理計画等を作成する必要がある。本件においては、全て撤去され作成する現場が存在しないことから、当該支店は処理計画等の作成は必要ない。
Q12	建設業で多数の小さい排出現場があるが、現場ごとに1,000t 以上排出されたかどうかの判断をするのか。
A12	建設業においては、元請業者として行った工事の廃棄物が年間 1,000t 以上となった法人が該当する。支店などで統括的に廃棄物管理をしている場合、支店単位で都内全体分についてまとめ、一括して報告いただきたい。なお、同一法人で都内に複数の支店（建築支店、土木支店など）があり、それぞれの支店で統括的に廃棄物管理をしている場合、支店ごとに提出していただいても差し支えない。
Q13	製造業で同一敷地内に複数のグループ企業があり、グループ全体では1,000t を超えるが、各企業単位では1,000t を超えない場合、報告の提出義務はあるか。
A13	分社化などにより、元々同一企業敷地内で製造工程等が一連となっているような企業グループは、廃棄物の流れも全体的にとらえた方が合理的といえる。計画の提出対象に該当するかどうかは、企業グループ全体で1,000t 以上排出したかどうかで判断し、計画はグループ全体のものとして差し支えない。 ただし、排出事業者責任は個々の企業にあるので、全体計画の中で各企業の位置づけを明らかにする必要がある。

Q14	平成27年度から八王子市が中核市となり、計画書・報告書の提出先となったが、東京都には何を提出する必要があるのか。
A14	都に提出する計画書・報告書については、八王子市内での産業廃棄物の発生量を除く。八王子市以外の東京都内及び八王子市内それぞれで、前年度の産業廃棄物の発生量がそれぞれ1,000t（又は特別管理産業廃棄物の発生量が50t）を超えたかどうかを判断し、超えていれば東京都及び/又は八王子市に提出する。

Q15	石膏ボードを広域認定制度を用いて処理することを検討しているが、マニフェストが発行されない場合もある。この場合も多量排出の1,000t以上の判断の際、考慮に含めるのか。
A15	発生した産業廃棄物を広域認定制度を用いて広域的に処理しているが、産業廃棄物として発生していることに変わりはない。このため、1,000t以上の判断の際にこの量も含める。マニフェストを発行していないのは、免除されているためである。その他の広域認定されているものも同様である。

2 報告書の作成について

Q16	計画書及び報告書第1面の提出者は誰を書いたらよいか。
A16	支店名など産業廃棄物量を把握する範囲の事業所の名称を記載いただきたい（環境省マニュアルP7～P8参照）。

Q17	計画書及び報告書第1面の事業所の名称は何を書いたらよいか。
A17	支店名など産業廃棄物量を把握する範囲の事業所の名称を記載いただきたい（環境省マニュアルP7～P8参照）。

Q18	事業場が移転した。1面の記載はどうすればよいか。
A18	計画書の事業場所在地には新住所を記載していただきたい。

Q19	事業の規模は何を書けばよいか。
A19	製造業の場合は製造品出荷額等（前年度実績）、建設業の場合は元請完成工事高等（前年度実績）、医療機関の場合は病床数等（前年度末時点）を記入する欄である。何の項目を書いたかも枠内に併記していただきたい。これに該当しない場合は可能な限り金額ベースでの事業の規模がわかるようなものを記入いただきたい。

Q20	従業員数は何を書けばよいか。
A20	事業場ごとの人数を記載する。これには、職員や業務委託業者も含む。また、管轄の事務所がある場合は事務所人数も従業員数に含める。

Q21	計画書第1面について、「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の産業廃棄物の一連の処理の工程は、どのように記載すればよいか。
A21	中間処理業者に問い合わせするなどして、種類別にそれぞれの廃棄物がどのような処理を行っているか工程がわかるように記載いただきたい。 （記載例）汚泥 → 脱水 → 焼却 → 焼却灰を再生利用 廃プラスチック → 破砕 → 再生利用

Q22	計画書第2面の管理体制図に記載する「産業廃棄物処理責任者氏名」「廃棄物処理施設技術管理者氏名」「特別管理産業廃棄物管理責任者氏名」は、個人名を記載するのか。
A22	提出いただいた計画書・報告書はすべて環境局のホームページで公開する。代表取締役など氏名が公表されている方以外であれば、個人名ではなく職名を記載していただきたい。

Q23	計画書第2面の産業廃棄物の排出の抑制に関する事項の書き方はどのようにすればよいか。
A23	排出現場での、より一層の分別の実施なども取組の一つになる。

Q24	廃棄物量を体積で把握しているが、実際の重量で考えるとそれほど多くない。自社で測定した重量の係数を用いて計算してもよいか。
A24	差し支えない。
Q25	計画書第4面の産業廃棄物の処理の委託に関する事項において、全量を委託している。委託先の業者では当社以外の廃棄物と合わせて再生利用を行っており、自社の廃棄物が実際にどの程度再生利用されているかはわからない。どのように扱えばよいか。
A25	委託先の業者が再生利用や熱回収を行っているかを把握いただき、そこにどれだけ委託したかを記載すればよく、自社の廃棄物が再生利用されている量までを記載する必要はない。
Q26	計画書第3、4面において、すべての処理を委託している場合は計画書および報告書内の「自ら行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の再生利用に関する事項」「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」「自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項」の欄は記載する必要はないのか。
A26	そのとおり。「-」で記載のこと。
Q27	計画書第4面「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の全処理委託量の内訳はどのように記載すればよいか。
A27	それぞれに処理委託量を記載していただきたい。「優良認定処理業者への処理委託量」、「認定熱回収業者への処理委託量」は国の制度での認定である。また、委託先が優良認定処理業者であり、認定熱回収業者でもある等重複する場合、どちらも記入することとなる。そのため、内訳の和と全処理委託量は一致しないこともある。
Q28	委託先が優良認定処理業者、認定熱回収業者かはどのように確認すればよいか。
A28	委託先に確認のこと。優良認定処理業者の認定基準に適合する事業者の開示情報は「さんぱいくん（産廃情報ネット）」等にて検索・閲覧も可能である。
Q29	優良認定処理業者は都が認定している産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルのことか。
A29	優良認定処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者のことをいい、都が認定する産廃エキスパートなどとは異なる。なお、産廃エキスパートなどに認定されていても、優良認定処理業者であるとは限らないので、「さんぱいくん（産廃情報ネット）」での検索や業者への確認が必要である。
Q30	優良認定処理業者は収集運搬業者と中間処理業者に対するものがあるがどう記載すればよいか。
A30	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号は「法第十四条第六項の許可を受けた者」とあり、法第十四条第六項は産業廃棄物の処分を業として行おうとする者についての規定である。
Q31	優良認定処理業者への処理委託量について。委託先の処理業者が年度途中で優良認定を取った場合、認定後から数えるのか、年間を通して優良認定処理業者へ委託したと数えるのか。
A31	優良認定を受けてからの委託量を優良認定処理業者への委託量とする。いつ認定を受けたかは委託先の処理業者に確認する。

Q32	優良認定処理業者への処理委託量について。都外で認定されている処分業者に委託した場合、優良認定処理業者への処理委託量としてよいか。
A32	よい。産廃は全国で処理するもの。都で認定があったかどうかは関係ない。
Q33	報告書2面の⑪から⑭の書き方がわからない。重複があってもよいのか。
A33	⑫（⑩のうち再生利用業者への処理委託量）と⑬（⑩のうち認定熱回収業者への処理委託量）、⑭（⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量）は重複しない。入力支援用シート上は、⑫と⑭は重複しないよう書かれている。都としては⑫、⑬、⑭は分けて書いていただきたい。 ⑪（優良認定処理業者への委託量）と⑫～⑭は重複することがある。
Q34	施行規則第8条の4の5（特別管理産業廃棄物処理計画においては8条の17の2）の項目はひな形のようなものはあるか。
A34	施行規則の項目（計画期間、管理体制、…産業廃棄物の処理に関する事項）に関するひな形は特に定めていない。各事業者さんで工夫してより良いものを作成いただきたい。既存の資料を出していただいても差し支えない。